

事 務 連 絡
平成24年4月16日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産鰻及びその加工品のオフロキサシン)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号により通知したところ
です。

今般、登録検査機関における受託体制が整ったことから、韓国産鰻及びその加工
品については、オフロキサシンに係る検査命令を実施するようお願いいたします。

(参考) 平成24年4月12日現在の検査受託可能検査機関

財団法人 千葉県薬剤師会検査センター

財団法人 食品環境検査協会

一般財団法人 新日本検定協会

一般財団法人 宮崎県公衆衛生センター